

介護予防・日常生活支援総合事業費  
単位数サービスコード表  
(令和6年4月施行版)

令和6年4月

- A3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)
- A3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)
- A3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担)
- A7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)
- A7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)
- A7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担)
- AF 介護予防ケアマネジメント

桜井市 高齢福祉課

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)

●包括報酬型サービスコード

サービスコード		サービス名称	算定項目	合成 単位 数	給付 率	算定 単位
種類	項目					
A3	2001	包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		1,176 90%
A3	2002	包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 1,058 90%
A3	1001	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	<2001～2002と算定>		-12 90%
A3	2003	包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		2,349 90%
A3	2004	包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 2,114 90%
A3	1004	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	<2003～2004と算定>		-23 90%
A3	2005	包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		3,727 90%
A3	2006	包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 3,354 90%
A3	1007	高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援2 (週3回程度)	<2005～2006と算定>		-37 90%

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	2011	予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可		287 90%
A3	2012	予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 258 90%
A3	2013	予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可		287 90%
A3	2014	予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 258 90%
A3	2015	予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可		287 90%
A3	2016	予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 258 90%
A3	1011	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2011～2016と算定>		-3 90%

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	2021	生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可		220 90%
A3	2022	生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 198 90%
A3	2023	生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可		220 90%
A3	2024	生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 198 90%
A3	2025	生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可		220 90%
A3	2026	生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 198 90%
A3	1021	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2021～2026と算定>		-2 90%

●加算用サービスコード1(共通)

A3		2031	訪問型サービス初回加算		200	90%	1月につき
A3		2032	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100	90%	
A3		2033	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	90%	
A3		2034	訪問型サービス口腔連携強化加算	※1月に1回のみ算定可	50	90%	1回につき

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	包括	2041	包括報酬型サービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2001～2006と算定>	170	90%	1月につき
A3		2042	包括報酬型サービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2001～2006と算定>	124	90%	
A3		2043	包括報酬型サービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2001～2006と算定>	68	90%	
A3		2044	包括報酬型サービスⅠ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2001～2006と算定>	78	90%	
A3		2045	包括報酬型サービスⅠ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2001～2006と算定>	52	90%	
A3		2046	包括報酬型サービスⅠ 介護職員等ベースアップ等支援加算	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2001～2006と算定>	30	90%	

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3	回数	2051	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2011～2016と算定>	39	90%	1回につき
A3		2052	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2011～2016と算定>	29	90%	
A3		2053	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2011～2016と算定>	16	90%	
A3		2054	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2011～2016と算定>	18	90%	
A3		2055	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2011～2016と算定>	12	90%	
A3		2056	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員等ベースアップ等支援加算	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2011～2016と算定>	7	90%	

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	回数	2061	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2021～2026と算定>	30	90%	1回につき
A3		2062	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2021～2026と算定>	22	90%	
A3		2063	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2021～2026と算定>	12	90%	
A3		2064	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2021～2026と算定>	5	90%	

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)

●包括報酬型サービスコード

サービスコード		サービス名称	算定項目	合成 単位 数	給付 率	算定 単位
種類	項目					
A3	2101	包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		1,176 80%
A3	2102	包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 1,058 80%
A3	1101	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	<2101～2102と算定>		-12 80%
A3	2103	包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		2,349 80%
A3	2104	包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 2,114 80%
A3	1104	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	<2103～2104と算定>		-23 80%
A3	2105	包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		3,727 80%
A3	2106	包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 3,354 80%
A3	1107	高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援2 (週3回程度)	<2105～2106と算定>		-37 80%

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	2111	予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可		287 80%
A3	2112	予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 258 80%
A3	2113	予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可		287 80%
A3	2114	予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 258 80%
A3	2115	予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可		287 80%
A3	2116	予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 258 80%
A3	1111	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2111～2116と算定>		-3 80%

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	2121	生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可		220 80%
A3	2122	生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 198 80%
A3	2123	生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可		220 80%
A3	2124	生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 198 80%
A3	2125	生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可		220 80%
A3	2126	生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 198 80%
A3	1121	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2121～2126と算定>		-2 80%

●加算用サービスコード1(共通)

A3		2131	訪問型サービス初回加算		200	80%	1月につき
A3		2132	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100	80%	
A3		2133	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	80%	
A3		2134	訪問型サービス口腔連携強化加算	※1月に1回のみ算定可	50	80%	1回につき

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	包括	2141	包括報酬型サービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	170	80%	1月につき
A3		2142	包括報酬型サービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	124	80%	
A3		2143	包括報酬型サービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	68	80%	
A3		2144	包括報酬型サービスⅠ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	78	80%	
A3		2145	包括報酬型サービスⅠ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	52	80%	
A3		2146	包括報酬型サービスⅠ 介護職員等ベースアップ等支援加算	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	30	80%	

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3	回数	2151	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111～2116と算定>	39	80%	1回につき
A3		2152	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111～2116と算定>	29	80%	
A3		2153	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111～2116と算定>	16	80%	
A3		2154	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111～2116と算定>	18	80%	
A3		2155	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111～2116と算定>	12	80%	
A3		2156	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員等ベースアップ等支援加算	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111～2116と算定>	7	80%	

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	回数	2161	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2121～2126と算定>	30	80%	1回につき
A3		2162	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2121～2126と算定>	22	80%	
A3		2163	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2121～2126と算定>	12	80%	
A3		2164	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2121～2126と算定>	5	80%	

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担)

●包括報酬型サービスコード

サービスコード		サービス名称	算定項目	合成 単位 数	給付 率	算定 単位
種類	項目					
A3	2201	包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		1,176 70%
A3	2202	包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 1,058 70%
A3	1201	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	<2201～2202と算定>		-12 70%
A3	2203	包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		2,349 70%
A3	2204	包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 2,114 70%
A3	1204	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	<2203～2204と算定>		-23 70%
A3	2205	包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		3,727 70%
A3	2206	包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 3,354 70%
A3	1207	高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援2 (週3回程度)	<2205～2206と算定>		-37 70%

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	2211	予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可		287 70%
A3	2212	予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 258 70%
A3	2213	予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可		287 70%
A3	2214	予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 258 70%
A3	2215	予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可		287 70%
A3	2216	予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 258 70%
A3	1211	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2211～2216と算定>		-3 70%

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	2221	生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可		220 70%
A3	2222	生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 198 70%
A3	2223	生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可		220 70%
A3	2224	生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 198 70%
A3	2225	生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可		220 70%
A3	2226	生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 198 70%
A3	1221	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2221～2226と算定>		-2 70%

●加算用サービスコード1(共通)

A3		2231	訪問型サービス初回加算		200	70%	
A3		2232	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100	70%	1月につき
A3		2233	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	70%	
A3		2234	訪問型サービス口腔連携強化加算	※1月に1回のみ算定可	50	70%	1回につき

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	包括	2241	包括報酬型サービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	170	70%	1月につき
A3		2242	包括報酬型サービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	124	70%	
A3		2243	包括報酬型サービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	68	70%	
A3		2244	包括報酬型サービスⅠ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	78	70%	
A3		2245	包括報酬型サービスⅠ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	52	70%	
A3		2246	包括報酬型サービスⅠ 介護職員等ベースアップ等支援加算	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	30	70%	

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3	回数	2251	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211～2216と算定>	39	70%	1回につき
A3		2252	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211～2216と算定>	29	70%	
A3		2253	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211～2216と算定>	16	70%	
A3		2254	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211～2216と算定>	18	70%	
A3		2255	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211～2216と算定>	12	70%	
A3		2256	予防型身体ヘルプサービスⅠ 介護職員等ベースアップ等支援加算	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211～2216と算定>	7	70%	

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	回数	2261	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2221～2226と算定>	30	70%	1回につき
A3		2262	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2221～2226と算定>	22	70%	
A3		2263	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2221～2226と算定>	12	70%	
A3		2264	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2221～2226と算定>	5	70%	

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)

(1) 予防型デイサービス

◎基本報酬

サービスコード		サービス名称	算定要件	合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目					
A7	3101	予防型デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1 ※5回以上利用時に算定可	1798	90%	1月につき
A7	3102	予防型デイサービス2(包括)	要支援2 ※9回以上利用時に算定可	3621	90%	
A7	3103	予防型デイサービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	1258	90%	
A7	3104	予防型デイサービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	1258	90%	
A7	1501	予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3101～3104と算定>	-18	90%	
A7	1502	予防型デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3101～3104と算定>	-18	90%	
A7	1503	予防型デイサービス・同一建物減算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3101～3104と算定>	-376	90%	
A7	3111	予防型デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1 ※4回まで算定可	436	90%	1回につき
A7	3112	予防型デイサービス2(回数)	要支援2 ※8回まで算定可	447	90%	
A7	3113	予防型デイサービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	305	90%	
A7	3114	予防型デイサービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	305	90%	
A7	1511	予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3111～3114と算定>	-4	90%	
A7	1512	予防型デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3111～3114と算定>	-4	90%	
A7	1513	予防型デイサービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3111～3114と算定>	-94	90%	

◎加算

A7	3121	予防型デイサービス若年性認知症受入加算		240	90%	1月につき
A7	3122	予防型デイサービス生活機能向上グループ活動加算		100	90%	
A7	3124	予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ		150	90%	
A7	3125	予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ		160	90%	
A7	3126	予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅰ	※3月に1回のみ算定可	100	90%	
A7	3127	予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅱ		200	90%	
A7	3131	予防型デイサービス一体的サービス提供加算		480	90%	
A7	3133	予防型デイサービス事業所評価加算		120	90%	
A7	3134	予防型デイサービス栄養アセスメント加算		50	90%	
A7	3135	予防型デイサービス栄養改善加算		200	90%	
A7	3136	予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	※6月に1回のみ算定可	20	90%	
A7	3137	予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	※6月に1回のみ算定可	5	90%	
A7	3138	予防型デイサービス科学的介護推進体制加算		40	90%	
A7	3141	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3101～3104と算定>	88	90%	
A7	3142	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3101～3104と算定>	72	90%	
A7	3143	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3101～3104と算定>	24	90%	
A7	3144	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3111～3114と算定>	22	90%	
A7	3145	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3111～3114と算定>	18	90%	
A7	3146	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3111～3114と算定>	6	90%	
A7	3151	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3101～3104と算定>	107	90%	1月につき
A7	3152	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3101～3104と算定>	78	90%	
A7	3153	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3101～3104と算定>	42	90%	
A7	3154	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3111～3114と算定>	26	90%	1回につき
A7	3155	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3111～3114と算定>	19	90%	
A7	3156	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3111～3114と算定>	10	90%	
A7	3157	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3151～3153と算定>	22	90%	1月につき
A7	3158	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3151～3153と算定>	18	90%	
A7	3159	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3154～3156と算定>	5	90%	
A7	3160	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3154～3156と算定>	4	90%	1回につき
A7	3161	予防型デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3101～3104と算定>	20	90%	
A7	3162	予防型デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3111～3114と算定>	5	90%	

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	3201	機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可	1798	90%	1月につき
A7	3202	機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可	3621	90%	
A7	1521	機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>		-18	90%	
A7	1522	機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>		-18	90%	
A7	3211	機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可	349	90%	1回につき
A7	3212	機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可	353	90%	
A7	1531	機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3211～3212と算定>		-3	90%	
A7	1532	機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3211～3212と算定>		-3	90%	
A7	3232	機能訓練デイサービス栄養アセスメント加算			50	90%	1月につき
A7	3233	機能訓練デイサービス栄養改善加算			200	90%	
A7	3234	機能訓練デイサービス一体的サービス提供加算			480	90%	
A7	3236	機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	90%	
A7	3237	機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	90%	
A7	3238	機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)	※3月に1回のみ算定可		100	90%	
A7	3239	機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200	90%	
A7	3241	機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>		107	90%	1月につき
A7	3242	機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>		78	90%	
A7	3243	機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>		42	90%	
A7	3244	機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>		21	90%	1回につき
A7	3245	機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>		15	90%	
A7	3246	機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>		8	90%	
A7	3247	機能訓練デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>		20	90%	1月につき
A7	3248	機能訓練デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>		4	90%	1回につき
A7	3250	機能訓練デイサービス科学的介護推進体制加算			40	90%	1月につき

(3)ミニデイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	3301	ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可	1798	90%	1月につき
A7	3302	ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可	3621	90%	
A7	1541	ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3301～3302と算定>		-18	90%	
A7	1542	ミニデイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3301～3302と算定>		-18	90%	
A7	3311	ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可	289	90%	1回につき
A7	3312	ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可	291	90%	
A7	1551	ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3311～3312と算定>		-3	90%	
A7	1552	ミニデイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3311～3312と算定>		-3	90%	
A7	3321	ミニデイ入浴加算	※桜井市独自設定加算		50	90%	1回につき
A7	3332	ミニデイサービス栄養アセスメント加算			50	90%	1月につき
A7	3333	ミニデイサービス栄養改善加算			200	90%	
A7	3336	ミニデイサービス一体的サービス提供加算			480	90%	
A7	3337	ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	90%	
A7	3338	ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	90%	
A7	3339	ミニデイサービス科学的介護推進体制加算			40	90%	
A7	3341	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3301～3302と算定>		107	90%	
A7	3342	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3301～3302と算定>		78	90%	
A7	3343	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3301～3302と算定>		42	90%	
A7	3344	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可 <3311～3312と算定>		17	90%	1回につき
A7	3345	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可 <3311～3312と算定>		13	90%	
A7	3346	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可 <3311～3312と算定>		7	90%	
A7	3347	ミニデイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3301～3302と算定>		20	90%	1月につき
A7	3348	ミニデイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可 <3311～3312と算定>		3	90%	1回につき

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて事業対象者・要支援1は1,798単位、要支援2は3621単位を上限とします。

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)

(1) 予防型デイサービス

◎基本報酬

サービスコード		サービス名称	算定要件	合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目					
A7	3401	予防型デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1 ※5回以上利用時に算定可	1798	80%	1月につき
A7	3402	予防型デイサービス2(包括)	要支援2 ※9回以上利用時に算定可	3621	80%	
A7	3403	予防型デイサービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	1258	80%	
A7	3404	予防型デイサービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	1258	80%	
A7	1601	予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3401~3404と算定>	-18	80%	
A7	1602	予防型デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3401~3404と算定>	-18	80%	
A7	1603	予防型デイサービス・同一建物減算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3401~3404と算定>	-376	80%	
A7	3411	予防型デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1 ※4回まで算定可	436	80%	1回につき
A7	3412	予防型デイサービス2(回数)	要支援2 ※8回まで算定可	447	80%	
A7	3413	予防型デイサービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	305	80%	
A7	3414	予防型デイサービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	305	80%	
A7	1611	予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3411~3414と算定>	-4	80%	
A7	1612	予防型デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3411~3414と算定>	-4	80%	
A7	1613	予防型デイサービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3411~3414と算定>	-94	80%	

◎加算

A7	3421	予防型デイサービス若年性認知症受入加算		240	80%	1月につき	
A7	3422	予防型デイサービス生活機能向上グループ活動加算		100	80%		
A7	3424	予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ		150	80%		
A7	3425	予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ		160	80%		
A7	3426	予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅰ	※3月に1回のみ算定可	100	80%		
A7	3427	予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅱ		200	80%		
A7	3431	予防型デイサービス一体的サービス提供加算		480	80%		
A7	3433	予防型デイサービス事業所評価加算		120	80%		
A7	3434	予防型デイサービス栄養アセスメント加算		50	80%		
A7	3435	予防型デイサービス栄養改善加算		200	80%		
A7	3436	予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	※6月に1回のみ算定可	20	80%		
A7	3437	予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	※6月に1回のみ算定可	5	80%		
A7	3438	予防型デイサービス科学的介護推進体制加算		40	80%		
A7	3441	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3401~3404と算定>	88	80%		1月につき
A7	3442	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3401~3404と算定>	72	80%		
A7	3443	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3401~3404と算定>	24	80%		
A7	3444	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3411~3414と算定>	22	80%	1回につき	
A7	3445	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3411~3414と算定>	18	80%		
A7	3446	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3411~3414と算定>	6	80%		
A7	3451	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3401~3404と算定>	107	80%	1月につき	
A7	3452	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3401~3404と算定>	78	80%		
A7	3453	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3401~3404と算定>	42	80%		
A7	3454	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3411~3414と算定>	26	80%	1回につき	
A7	3455	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3411~3414と算定>	19	80%		
A7	3456	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3411~3414と算定>	10	80%		
A7	3457	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3451~3453と算定>	22	80%	1月につき	
A7	3458	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3451~3453と算定>	18	80%		
A7	3459	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3454~3456と算定>	5	80%		
A7	3460	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3454~3456と算定>	4	80%	1回につき	
A7	3461	予防型デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3401~3404と算定>	20	80%		
A7	3462	予防型デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3411~3414と算定>	5	80%		

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	3501	機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可	1798	80%	1月につき
A7	3502	機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可	3621	80%	
A7	1621	機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	-18	80%	
A7	1622	機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	-18	80%	
A7	3511	機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可	349	80%	1回につき
A7	3512	機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可	353	80%	
A7	1631	機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3511～3512と算定>	-3	80%	
A7	1632	機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3511～3512と算定>	-3	80%	
A7	3522	機能訓練デイサービス栄養アセスメント加算			50	80%	1月につき
A7	3533	機能訓練デイサービス栄養改善加算			200	80%	
A7	3534	機能訓練デイサービス一体的サービス提供加算			480	80%	
A7	3536	機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	80%	
A7	3537	機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	80%	
A7	3538	機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)	※3月に1回のみ算定可		100	80%	
A7	3539	機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200	80%	
A7	3541	機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	107	80%	1月につき
A7	3542	機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	78	80%	
A7	3543	機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	42	80%	
A7	3544	機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	21	80%	1回につき
A7	3545	機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	15	80%	
A7	3546	機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	8	80%	
A7	3547	機能訓練デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	20	80%	1月につき
A7	3548	機能訓練デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	4	80%	1回につき
A7	3550	機能訓練デイサービス科学的介護推進体制加算			40	80%	1月につき

(3)ミニデイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	3601	ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可	1798	80%	1月につき
A7	3602	ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可	3621	80%	
A7	1641	ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3601～3602と算定>	-18	80%	
A7	1642	ミニデイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3601～3602と算定>	-18	80%	
A7	3611	ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可	289	80%	1回につき
A7	3612	ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可	291	80%	
A7	1651	ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3611～3612と算定>	-3	80%	
A7	1652	ミニデイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3611～3612と算定>	-3	80%	
A7	3622	ミニデイ入浴加算	※桜井市独自設定加算		50	80%	1回につき
A7	3632	ミニデイサービス栄養アセスメント加算			50	80%	1月につき
A7	3633	ミニデイサービス栄養改善加算			200	80%	
A7	3636	ミニデイサービス一体的サービス提供加算			480	80%	
A7	3637	ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	80%	
A7	3638	ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	80%	
A7	3639	ミニデイサービス科学的介護推進体制加算			40	80%	
A7	3641	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3601～3602と算定>	107	80%	
A7	3642	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3601～3602と算定>	78	80%	
A7	3643	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3601～3602と算定>	42	80%	
A7	3644	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3611～3612と算定>	17	80%	1回につき
A7	3645	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3611～3612と算定>	13	80%	
A7	3646	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3611～3612と算定>	7	80%	
A7	3647	ミニデイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3601～3602と算定>	20	80%	1月につき
A7	3648	ミニデイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3611～3612と算定>	3	80%	1回につき

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて事業対象者・要支援1は1,798単位、要支援2は3621単位を上限とします。

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担)

(1) 予防型デイサービス

◎基本報酬

サービスコード		サービス名称	算定要件	合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目					
A7	3701	予防型デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1 ※5回以上利用時に算定可	1798	70%	1月につき
A7	3702	予防型デイサービス2(包括)	要支援2 ※9回以上利用時に算定可	3621	70%	
A7	3703	予防型デイサービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	1258	70%	
A7	3704	予防型デイサービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	1258	70%	
A7	1701	予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3701~3704と算定>	-18	70%	
A7	1702	予防型デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3701~3704と算定>	-18	70%	
A7	1703	予防型デイサービス・同一建物減算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3701~3704と算定>	-376	70%	
A7	3711	予防型デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1 ※4回まで算定可	436	70%	1回につき
A7	3712	予防型デイサービス2(回数)	要支援2 ※8回まで算定可	447	70%	
A7	3713	予防型デイサービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	305	70%	
A7	3714	予防型デイサービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	305	70%	
A7	1711	予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3711~3714と算定>	-4	70%	
A7	1712	予防型デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3711~3714と算定>	-4	70%	
A7	1713	予防型デイサービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3711~3714と算定>	-94	70%	

◎加算

A7	3721	予防型デイサービス若年性認知症受入加算		240	70%	1月につき	
A7	3722	予防型デイサービス生活機能向上グループ活動加算		100	70%		
A7	3724	予防型デイサービス口腔機能向上加算 I		150	70%		
A7	3725	予防型デイサービス口腔機能向上加算 II		160	70%		
A7	3726	予防型デイサービス生活機能向上連携加算 I	※ 3月に1回のみ算定可	100	70%		
A7	3727	予防型デイサービス生活機能向上連携加算 II		200	70%		
A7	3731	予防型デイサービス一体的サービス提供加算		480	70%		
A7	3733	予防型デイサービス事業所評価加算		120	70%		
A7	3734	予防型デイサービス栄養アセスメント加算		50	70%		
A7	3735	予防型デイサービス栄養改善加算		200	70%		
A7	3736	予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算 I	※ 6月に1回のみ算定可	20	70%		
A7	3737	予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算 II	※ 6月に1回のみ算定可	5	70%		
A7	3738	予防型デイサービス科学的介護推進体制加算		40	70%		
A7	3741	予防型デイサービス提供体制強化加算 I(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3701~3704と算定>	88	70%		1月につき
A7	3742	予防型デイサービス提供体制強化加算 II(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3701~3704と算定>	72	70%		
A7	3743	予防型デイサービス提供体制強化加算 III(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3701~3704と算定>	24	70%		
A7	3744	予防型デイサービス提供体制強化加算 I(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3711~3714と算定>	22	70%	1回につき	
A7	3745	予防型デイサービス提供体制強化加算 II(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3711~3714と算定>	18	70%		
A7	3746	予防型デイサービス提供体制強化加算 III(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3711~3714と算定>	6	70%		
A7	3751	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 I(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3701~3704と算定>	107	70%	1月につき	
A7	3752	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 II(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3701~3704と算定>	78	70%		
A7	3753	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 III(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3701~3704と算定>	42	70%		
A7	3754	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 I(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3711~3714と算定>	26	70%	1回につき	
A7	3755	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 II(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3711~3714と算定>	19	70%		
A7	3756	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 III(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3711~3714と算定>	10	70%		
A7	3757	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算 I(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3751~3753と算定>	22	70%	1月につき	
A7	3758	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算 II(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3751~3753と算定>	18	70%		
A7	3759	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算 I(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3754~3756と算定>	5	70%		
A7	3760	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算 II(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3754~3756と算定>	4	70%	1回につき	
A7	3761	予防型デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3701~3704と算定>	20	70%	1月につき	
A7	3762	予防型デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可 <3711~3714と算定>	5	70%	1回につき	

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	3801	機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可	1798	70%	1月につき
A7	3802	機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可	3621	70%	
A7	1721	機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801~3802と算定>	-18	70%	
A7	1722	機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801~3802と算定>	-18	70%	
A7	3811	機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可	349	70%	1回につき
A7	3812	機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可	353	70%	
A7	1731	機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3811~3812と算定>	-3	70%	
A7	1732	機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3811~3812と算定>	-3	70%	
A7	3822	機能訓練デイサービス栄養アセスメント加算			50	70%	1月につき
A7	3823	機能訓練デイサービス栄養改善加算			200	70%	
A7	3824	機能訓練デイサービス一体的サービス提供加算			480	70%	
A7	3826	機能訓練デイサービス口腔機能向上加算 I			150	70%	
A7	3827	機能訓練デイサービス口腔機能向上加算 II			160	70%	
A7	3828	機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算( I )	※ 3月に1回のみ算定可		100	70%	
A7	3829	機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算( II )			200	70%	
A7	3831	機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算 I (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801~3802と算定>	107	70%	1月につき
A7	3832	機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算 II (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801~3802と算定>	78	70%	
A7	3833	機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算 III (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801~3802と算定>	42	70%	
A7	3834	機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算 I (回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811~3812と算定>	21	70%	1回につき
A7	3835	機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算 II (回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811~3812と算定>	15	70%	
A7	3836	機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算 III (回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811~3812と算定>	8	70%	
A7	3837	機能訓練デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801~3802と算定>	20	70%	1月につき
A7	3838	機能訓練デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811~3812と算定>	4	70%	1回につき
A7	3840	機能訓練デイサービス科学的介護推進体制加算			40	70%	1月につき

(3)ミニデイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	3901	ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可	1798	70%	1月につき
A7	3902	ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可	3621	70%	
A7	1741	ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901~3902と算定>	-18	70%	
A7	1742	ミニデイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901~3902と算定>	-18	70%	
A7	3911	ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可	289	70%	1回につき
A7	3912	ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可	291	70%	
A7	1751	ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3911~3912と算定>	-3	70%	
A7	1752	ミニデイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3911~3912と算定>	-3	70%	
A7	3921	ミニデイ入浴加算	※桜井市独自設定加算		50	80%	1回につき
A7	3932	ミニデイサービス栄養アセスメント加算			50	80%	1月につき
A7	3933	ミニデイサービス栄養改善加算			200	80%	
A7	3936	ミニデイサービス一体的サービス提供加算			480	80%	
A7	3937	ミニデイサービス口腔機能向上加算 I			150	80%	
A7	3938	ミニデイサービス口腔機能向上加算 II			160	80%	
A7	3939	ミニデイサービス科学的介護推進体制加算			40	80%	
A7	3941	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 I (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901~3902と算定>	107	80%	1月につき
A7	3942	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 II (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901~3902と算定>	78	80%	
A7	3943	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 III (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901~3902と算定>	42	80%	
A7	3944	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 I (回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911~3912と算定>	17	80%	1回につき
A7	3945	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 II (回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911~3912と算定>	13	80%	
A7	3946	ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 III (回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911~3912と算定>	7	80%	
A7	3947	ミニデイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901~3902と算定>	20	80%	1月につき
A7	3948	ミニデイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911~3912と算定>	3	80%	1回につき

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて事業対象者・要支援1は1,798単位、要支援2は3621単位を上限とします。

## F 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス名称	算定項目	合成 単位 数	算定 単位
種類	項目				
AF	2100	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントA	442	1月につき
AF	2300	介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメントC	442	
AF	2501	初回加算	初回加算	300	
AF	2502	委託連携加算	委託連携加算	300	
AF	2601	高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	-4	
AF	2602	業務継続計画未実施減算	業務継続計画未実施減算	-4	